

上越市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 2 1 日提出

上越市教育委員会教育長 早 川 義 裕

上越市教育委員会規則第 7 号

上越市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

上越市学校給食費徴収規則（昭和 4 8 年上越市教育委員会規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

（準用）

第 7 条 学校教職員その他の者の学校給食費の額及び納付については、児童及び生徒の例による。ただし、学校給食費の月額については、「4, 8 9 0 円（3 月分については、4, 8 6 0 円）」とあるのは「5, 6 6 0 円（3 月分については、5, 5 7 8 円）」と、「5, 6 8 0 円（3 月分については、5, 6 0 0 円）」とあるのは「6, 4 5 0 円（3 月分については、6, 3 1 8 円）」と、1 食単価については、「2 8 0 円」とあるのは、「3 4 9 円」と、「3 2 5 円」とあるのは、「3 9 4 円」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第 7 条の規定は、令和 7 年 9 月以後の月分の学校給食費について適用し、同年 8 月までの月分の学校給食費については、なお従前の例による。